

「第3回 行政基準」補講

「臘虎臘肭獸獵獲取締法」の読み方について

立命館大学教授 正木宏長

難読法律名の臘虎臘肭獸獵獲取締法の「臘肭獸」の読み方についてであるが、現在、2つの説が存在すると思われる。1つは「おっとせい」説であり、もう1つは「おっとつじゅう」説である。

「おっとせい」説は、所管の農林水産省（およびその外局の水産庁）が採用しているものである。筆者が1年前、「臘肭獸」の読み方を農林水産省に電話で問い合わせたところ、さまざまな部課にまわされ、最終的には所管課の水産庁資源管理部国際課から、「おっとせい」と読むとの回答を得た。なお、同課によると「おっとせい」と読むようになった経緯については不明とのことであった。また、e-Gov 法令検索は「詳細」からよみがなを見ることができるようになっているが、現在「らっこおっとせいりょうかくとりしまりほう」としており、「おっとせい」説に立つ記述をしている。

「おっとつじゅう」説は参議院法制局のコラム「法令集の散策」で「おっとつじゅう」として紹介されたことから（現在は、当該記述は削除されている）¹⁾、有力視された説である。Twitter上で2018年12月26日午後11:35に有斐閣法律編集局書籍編集部が同コラムを紹介するツイートをしたことや²⁾、一部法令用語辞典において「臘肭獸」は「おっとつじゅう」と記載されていることから根強い支持がある。

本稿を執筆するにあたり、臘虎臘肭獸獵獲取締法の臘肭獸にどういったふりがなを振るかが、連載担当者間の編集会議で話題にあがった。だが、「おっとせい」と「おっとつじゅう」のどちらが正しいのか、政府公式の正しいふりがながあるのか、ということについては判断がつかなかった。そこで法学教室編集部を通じて有斐閣社内で調査をしていたが、結果は「どちらが正しいのか、社内ではわかりませんでした」だった。「そんな、天下の有斐閣でもわからないのか」というのが正直な感想であったが、ただ、立法府の関係者から、「法律の正式名称は漢字で『臘虎臘肭獸獵獲取締法』であり、それ以外に政府公式の正しいふりがなといったものはない」という有力な情報が得られたことも伝えられ

1) 該当アドレスは、<https://houseikyoku.sangiin.go.jp/column/column064.htm>、であるが、海外サイトのウェブアーカイブ (<https://archive.org/>) で、過去の記事を確認することができる。

2) https://twitter.com/Yuhikaku_hhsh/status/1077936035923865600

た。

そこで本稿では、ひとまずのふりがなとして、所管官庁が用いていることと e-Gov 法令検索での検索の便宜に資することとから、鯨豚獣の読み方について「おっとせい」説を採用したという次第である。

立法権は国会が有するのであるが、法律の呼称が事実上、行政府の解釈によって定まるというのは、公法学的な観点から見て興味深いことであるし、あるいは、三権分立の観点からして正統性が疑問視されることかもしれない。実際、連載担当者からもそのような声があがっていた。議論は尽きないことかもしれないが、興味深いものであったので、こちらで経過を紹介する次第である。

なお、全くの偶然であるが、連載担当者間の編集会議で上のようなやりとりをしている間、北海道大学海獣班も Twitter 上で同様の議論をしており、そちらも独自の調査に基づいて同じ結論に達している。そこでの調査結果の報告のやりとりも興味深いので、脚注で紹介しておく³⁾。

3) 北海道大学海獣班 2021 年 3 月 6 日午前 11:26 から 2021 年 4 月 3 日午後 7:01 のツイート
https://twitter.com/Kaiju_Han/status/1378286521220915201